

2021年6月16日

リコーインド株式譲渡に関するお知らせ

株式会社リコーは、2021年6月9日に、リコーグループが保有していた Ricoh India Limited (登記上本社:ムンバイ、以下「リコーインド」)の全株式を第三者へ譲渡し、当社とリコーインドの資本関係が解消されたことのお知らせします。

記

1. リコーインド株式譲渡までの経緯

リコーインドは、2018年1月29日にインド National Company Law Tribunal(会社法審判所)に対してインド破産倒産法(Insolvency and Bankruptcy Code)第10条に基づく会社更生手続開始の申立(*1)を行い、同年5月14日付けでその開始決定を受けました。

この決定に基づき会社法審判所によってモラトリアム(*2)が発令されるとともに、Resolution Professional と呼ばれる管財人が任命され、当該管財人による管理下で、外部スポンサー候補から更生計画案を募りました。

その後、リコーインドの債権者委員会は2019年2月15日に、複数者より提出された更生計画案の中から Minosha India Limited の株主による更生計画案を選定し、承認しました。

当該更生計画案は、管財人により会社法審判所に提出され、同所において審議のうえ、2019年11月28日に承認されました。当社グループは更生計画の内容に基づき、2021年6月9日にリコーインドの全株式を第三者である Minosha India Limited の株主に譲渡しました。

2. 更生計画に基づく当社グループの行為

当社グループは、リコーインドが発行する株式のうち73.6%を保有していましたが、当該株式は、更生計画に基づき Minosha India Limited の株主に譲渡されました。当社は2018年5月にリコーインドを連結の範囲から除外しているため、当該株式の譲渡に伴う連結の範囲の変更はありません。

なお、リコーインドの社名は、すでに Minosha India Limited へと変更されております。

3. 連結決算への影響

本件による当社連結決算への影響は軽微です。

*1…インド破産倒産法第10条に基づく会社更生手続について

当該申立てを受けた会社法審判所により手続開始決定がなされ、管財人による財産管理が行われるとともに、債権者委員会による承認及び会社法審判所による認可を目指して更生計画案の作成が行われました。その後、会社法審判所に更生計画案が提出され、更生計画案が承認されました。

*2…モラトリアムについて

インド会社法審判所は、倒産処理手続開始決定と同時にモラトリアムを発令します。モラトリアム発令中は、債務者が占有する財産の所有者等による占有の回復、債務者に対する司法その他の手続き、担保権の実行、債務者の資産や権利の処分などの行為が禁止されます。モラトリアムは会社法審判所による更生計画案の承認命令が行われるまで継続されました。

｜ リコーグループについて ｜

リコーグループは、お客様のデジタル変革を支援し、そのビジネスを成功に導くデジタルサービス、印刷および画像ソリューションなどを世界約200の国と地域で提供しています(2021年3月期グループ連結売上高1兆6,820億円)。

imagine. change. 創業以来85年以上にわたり、お客様の“はたらく”に寄り添ってきた私たちは、これからもリーディングカンパニーとして、“はたらく”の未来を想像し、ワークプレイスの変革を通じて、人々の生活の質の向上、さらには持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

詳しい情報は、こちらをご覧ください。

<https://jp.ricoh.com/>